

奈良市公民館利用団体の使用料の減免資格登録について（お知らせ）

☆奈良市公民館使用料減免団体登録とは…

運用基準に合致した団体であると市が認めた場合、使用料が減免される制度です。

奈良市は、地域団体による地域の課題解決に向けた活動や市民活動団体の地域福祉に貢献するボランティア活動等を支援するため、公民館使用料の減免(免除)について次のとおり資格登録を行います。

1 登録できる団体 ★「会員間の親睦」を主目的とする団体は申請できません。

(1) 活動の要件 ①～④のいずれかに該当する団体は、奈良市公民館減免団体登録申請ができます。

- ① 地域団体が住民の福祉向上や地域の課題解決を目的とした活動
(例) 地域自治協議会・自治連合会・自治会、消防団、社会福祉協議会、子ども会、PTA 等
※保護者会等の特定の関係者のための活動団体は対象外です。
- ② ボランティア活動を主とした市民活動団体が地域福祉に貢献するなど行政機能の補完となる活動
(例) 手話、朗読、日本語指導、子育て支援 等
※会員間の技能および資質向上を主たる目的とする団体は減免登録対象外です。
※指導者が代表者を兼任等の私塾化した活動は、減免登録及び公民館の使用はできません。
※ボランティア活動以外の使用時（親睦会等）は、減免での使用はできません。
- ③ 22 歳以下の者を主たる構成員とする団体の学習活動
※指導者が代表者を兼任等の私塾化した活動は、減免登録及び公民館の使用はできません。
- ④ 障がい者とその家族が主たる構成員となって組織された団体の学習活動
(例) 身体障害者手帳（1 級～6 級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び特定疾患医療受給者証の交付を受けた人とその家族

(2) 団体の要件

- ① 構成員の数が5名以上であること。
- ② 構成員の半数以上が奈良市民（在住）であること。（ただし、代表者が奈良市民でなくてもよい）
※22 歳以下の者を主たる構成員とする団体及び障がい者とその家族が主たる構成員となって組織された団体の場合は、構成員の半数以上がその対象であること。
- ③ 今後も継続した活動が見込まれる団体であること。

2 減免団体登録の有効期間

減免団体登録の有効期間は、減免資格登録承認決定日から翌年の5月31日までとします。

なお、引き続き減免を受ける場合は、改めて登録申請を行ってください。また、団体の活動を休止したとき、解散したとき、又は登録内容に変更が生じたときは、必ず地域教育課へ報告をお願いいたします。

3 登録の申請・決定通知書の発行

公民館使用料の減免を受けようとする団体は、次の書類を準備し、公民館または地域教育課へ提出してください。また、公民館に提出する場合は封筒に入れて（封を閉じない状態で）提出してください。

【提出書類】

①公民館使用料減免団体登録申請書（定型様式）

- ・代表者氏名は、住民登録上の氏名を記入してください。ペンネーム等の「通称」での登録はできません。
- ・平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）の間に連絡が取れる方の連絡先を記入してください。
- ・上記の時間内で電話対応が難しいまたはメールにて連絡希望の方はメールアドレスを記入してください。

②会則、団体規約

③会員名簿

- ・会員の住所に「市町村名」を必ず記入してください。
- ・団体の役員（代表、副代表、会計など）を務める方は名簿に役職を記入して下さい。
- ・指導者等がいる団体は、指導者等の氏名、「指導者」や「講師」を名簿に必ず記入してください。

<22歳以下の者を主たる構成員とする団体>

- ・22歳以下の者の年齢または学年を名簿に記入してください。また、団体の役員（代表、副代表、会計など）を務める保護者等の氏名も記入してください。

<障がい者とその家族が主たる構成員となって組織された団体>

- ・手帳所持の有無及び手帳所持者の家族を名簿に記入してください。

④活動計画書

- ・公民館の使用予定及び使用予定の公民館名を必ず記入してください。

⑤収支予算書

- ・収支差が発生している場合（繰越金等）は、理由を記入してください。
- ・会費を徴収する団体は、収入に「会費」と記載してください。
- ・指導者・講師がおり謝礼を支払う場合は、支出に「謝礼金」と記載してください。

奈良市地域教育課にて審査を経た後、減免の基準に該当した団体へ減免団体登録決定通知書を交付します。

なお、登録申請書に記載の活動内容と異なる目的で使用する場合、使用料は減免されません。

4 登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、減免団体の登録を取り消し、減免措置の対象から除外します。

- ・登録の要件に該当しなくなったとき。
- ・虚偽の申請によって登録を受けたとき。
- ・公民館の利用に係る禁止事項を守らないとき。

※社会教育法第23条の規定により、下記に該当する活動での公民館利用はできません。

- ×営利を目的とすること、もしくは営利目的と認められる場合
- ×市内の商店・企業等が行う入社式等
- ×市内の商店・企業が行う商品の展示、説明、販売、試食等
- ×政治活動に伴う署名活動、施設の政治的中立性に対する市民の信頼を損ねるような政治活動
- ×特定の宗教を支持し、教派又は教団を支援するような宗教活動、その他、施設の宗教的中立性に対する市民の信頼を損ねるような宗教活動
- ×飲酒、飲食を主目的とする活動
- ×公序良俗に反するおそれがあると認められる活動
- ×その他、管理上支障があると認められる活動